



DIREKTORAT JENDERAL
BEA DAN CUKAI

品目分類の事前教示

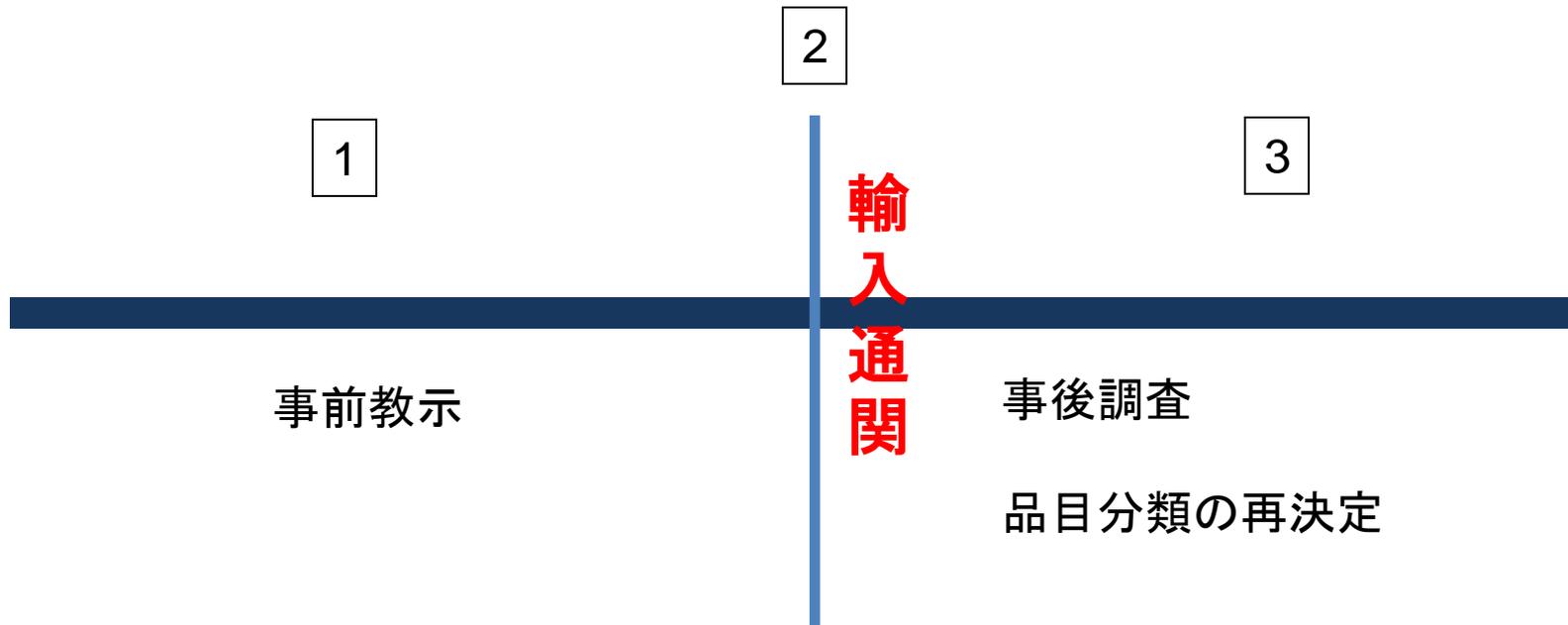
関税総局通関技術局

2020年12月



品目分類の段階

輸入品の関税分類と関税評価額を決定するメカニズムは、通関の前後のタイミングに応じて3段階ではたらく。





事前教示とは？

「輸入前における品目分類の決定」

- 1997年から導入
- 根拠法令は財務大臣規程 2016 年第 194 号 (No.194/PMK.04/2016)
- 輸入された物品が、事前教示決定に記載の物品と同じである場合、品目分類は拘束力を有する。
- 事前教示決定は必須のプロセスではなく、選択的に適用する必要がある。



なぜ事前教示を導入？

インドネシア関税法第17-A条の実施

国際的なベストプラクティスに添う

ステークホルダーへの確実な対応



事前教示の申請

事前教示の申請方法

誰が

輸入者

どんなときに

事前教示の申請時に、

- 輸入申告の申請中でないこと
- 異議/不服申立ての手続中でないこと

誰に

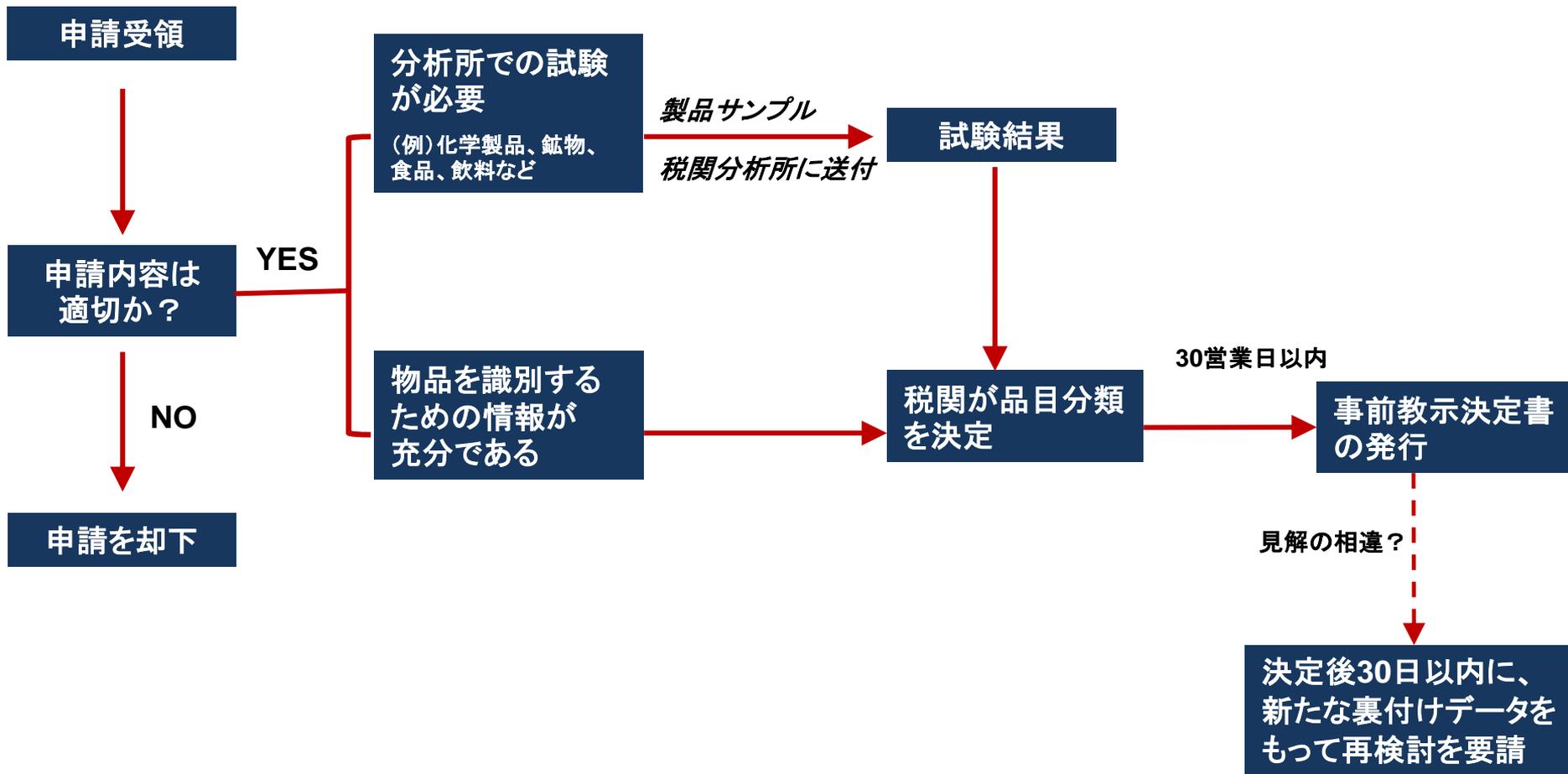
関税総局通関技術局へ提出

どのように

- 財務大臣規程2016年第194号で指定の申請様式を使用
- 物品のサンプル、会社情報および技術データを添付



事前教示の申請





事前教示の申請

事前教示申請に必要な書類

| 企業 | 商品 |
|----------------|--------------------------|
| 事業基本番号 | 材料の安全性データシート |
| 納税者番号 | 分析証明書 |
| 企業の身元に関連する他の書類 | 加工証明書 |
| | パンフレット |
| | カタログ |
| | 仕様、構成、機能などを説明するその他の技術データ |
| | 物品のサンプル |



宛先 関税総局長
 この場合、通関技術局長
 関税総局中央オフィス
 Jalan Jend. A. Yani- Jakarta 13230

輸入前品目分類決定申請書

| | | |
|--|---|----------------------|
| 申請書 番号:(1) | 企業名:(3) 企業住所:(4) | 納税者番号 (NPWP):(6) |
| 日付(2) | 連絡可能な電話/ファックス/電子メール:(5) | 通関登録者番号 (NIK):(7) |
| 下記の形態の輸入予定の物品について、通関申告書提出前の輸入品の分類決定をここに申請する: 物品の種類:(8) | | |
| 商標とタイプ/モデル:(9) | | |
| 関連データ(パンフレット/リーフレット/分析証明書/写真・サンプル/等*):(10) | | |
| 物品サンプル | <ul style="list-style-type: none"> ・あり/なし*)(11) ・再要請/再要請しない*) | |
| (関税総局は本輸入前品目分類決定書(PKSI)発効から30日以内に引き取りに出来ないサンプル品の責任を負わない) | | |
| 搬入港計画:(12) | | |
| 申請する物品に関する説明(製造プロセス、作用、構成材料、機能/用途、仕様、能力/サイズ、パッケージなど):(13) | | |
| 関税分類に関する意見:(14) | | |
| 現在通関申告申請中の物品である: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(15) | | |
| 現在異議/不服申し立て中の物品である: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(16) | | |
| 提出した全ての情報と文書が正しい旨をここに表明する。 企業代表者名、署名及び会社印:(17) | | |

事前教示申請書 様式

*) 不必要な箇所に取り消し線



インドネシア共和国財務省
関税総局

輸入前品目分類決定書 (PKSI)

Nomor : /PKSI/BC.2/20....

下記の申請者名義の...月...日付申請書No....に基づき:

企業名:

納税者番号:

企業住所:

通関登録者番号:

...月...日付財務大臣規程...号に基づき、下記を定める:

物品の特定:

関税分類番号:

品目分類決定の根拠:

搬入港計画:

本決定は、決定日から2年間有効であり、下記に該当する場合には無効となる:

- (1) 品目分類変更に関する財務大臣規程に基づく変更が生じた場合
- (2) 輸入品が当該品目分類決定書に記載のものと異なる場合
- (3) 総局、この場合通関技術局により輸入前品目分類決定書が変更又は無効となった場合

申請者は決定日から30日以内に関連するデータと証拠を具備した上で再申請が可能。

年月日、ジャカルタ

総局長の代理としての
通関技術局長

名前
職員番号

写しの送り先:

1. 関税総局長
2.局長
3. ...地域事務所長
4. ...サービス事務所長

事前教示決定書 様式



その他の規定

- 事前教示決定書は、発行日から3年間有効
- 事前教示決定書の写しを添付し、税関申告書に決定書のリファレンス番号を記載する必要
- 次の場合、事前教示決定書は無効：
 - ✓ 物品の分類規則が変更された
 - ✓ 輸入品の型式・仕様が、事前教示決定書の内容と異なる
 - ✓ 関税総局から、事前教示決定を無効とする書面での通知があった



注意が必要なその他の事項

- 税関に品目分類の申告を行うのは輸入者またはその代理人 (PPJK) の義務であるが、事前教示は**必須の手続きではない**。
 - 輸入のプロセスは、事前教示決定が無くても行うことができる。
 - 事前教示決定は、輸入許可または輸入推薦を取得するための要件ではない。
 - 事前教示の申請は選択的に行われる、つまり、すべての物品について申請を行う必要はなく、問題がある、あるいは紛争の可能性のある物品に対して行えば十分である。
- 受理を**完了してから30営業日以内**に事前教示決定がなされる。受理した日付は、添付の裏付け情報やデータの妥当性、または関税総局における試験結果によって異なってくる。



注意が必要なその他の事項

- 事前教示決定は、利用者の解釈に基づき、物品の分類決定を正当化する手段ではない。
- 関税総局の事前教示決定は、HS (Harmonized System) および ASEAN統一関税品目分類コード (AHTN) に基づくガイドラインを適用することによって行われるため、利用者の解釈とは異なる可能性がある。
- 事前教示決定に記載されている分類結果は、通関 (PIB) または通関後 (事後調査/異議申立て) における、両方の通関プロセスにおいて、関税総局への法的拘束力がある。



通関技術局品目分類課

メール : klasifikasi.barang@yahoo.com

電話 : 021-29688521, 522